平成２５年（フ）第１１５１号
福岡市東区原田４丁目27番10―405号
債務者　中村　里奈
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６３号
福岡県糸島市泊825番地17
債務者　松永　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９３号
福岡市西区下山門団地28番206号
債務者　末金　孝昭
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０２号
福岡市博多区石城町３番20―303号
債務者　古賀めぐみ
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2746番地１セジュール仲原102号
債務者　元岡　高訓
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１４号
福岡市東区千早２丁目27番１―222号
債務者　有限会社たにぐちこと　谷口　泰三
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２３号
福岡県筑紫野市大字古賀403番地６
債務者　宮木　陽子（旧姓平山・青木・中川）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２５号
福岡市早良区次郎丸３丁目10番７―703号
債務者　星野　亮夫
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２６号
福岡市早良区次郎丸３丁目10番７―703号
債務者　星野　博美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３１号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子１丁目17番地　グランドステージ那珂川202号
債務者　冨田　清成
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３３号
福岡市西区姪浜駅南４丁目４番37―105号
債務者　佐々木剛久
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０４号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目13番７号
債務者　澤田　壽枝
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０６号
福岡県筑紫野市大字常松377番地１　セルサス21―403号
債務者　宮園　幸治
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０７号
福岡県筑紫野市大字常松377番地１　セルサス21―403号
債務者　宮園　清美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３３号
福岡市東区若宮３丁目２番15号
債務者　田畠　智昭
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６０号
福岡県筑紫野市二日市北６丁目９番15号　ハイデンス星ヶ丘Ⅱ203号
債務者　赤田　　匡
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７９号
福岡市博多区博多駅南４丁目11番28号
債務者　熊谷　智子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５００号
福岡市博多区諸岡３丁目１番20―101号
債務者　藤野　壽朗
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部